

## 事務局規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第58条第4項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 事務局は会長の指定する場所に置き、ホームページ等を通じて公開する。

(事務局の組織)

第3条 事務局に事務局長及び所要の職員を置くことができる。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その間、理事会が代理の事務局長を指名する。

4 事務局長及び所要の職員の給与等に関し必要な事項は、別に定める。

5 当面の間は総務担当理事が事務局の事務を統括し、総務担当理事の指揮・統括のもとに各理事が業務を分担執行する。

(事務局の事務分掌)

第4条 事務局においては、次の事務を行う。

(1) 会員総会・理事会等の運営、会員規則に定める事務、会員名簿作成及び管理、情報公開請求等への対応、当法人の総務・庶務全般に関すること

(2) 予算・決算、年会費管理及びその他財務及び会計に関すること

(3) ホームページの維持管理等、当法人業務のIT化推進に関すること

(4) その他、当法人の活動に必要な事務全般

(規則の改廃等)

第4条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成28年3月13日開催の第12回理事会で改定し、平成28年4月1日に施行する。